

# 国民健康保険に加入している 70歳未満のみなさまへ

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行いますので、診療月から3ヵ月以上かかります。

## ● 自己負担額について

自己負担額は世帯で合算できます（世帯合算）。世帯で複数の方が同じ月に病気やけがをして医療機関で受診した場合や、お一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。ただし、70歳未満の方の合算できる自己負担額は、21,000円以上のものに限られます。70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。70歳未満の方の場合は、受診者別に次の基準によりそれぞれ算出された自己負担額（1ヵ月）が21,000円以上のものを合算することができます。

## ● 自己負担額の基準

- 医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来にわけて計算します。
- 医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

## ● 自己負担限度額とは

区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
ア 年間所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ 年間所得 600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ 年間所得 210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ 年間所得 210万円以下	57,600円	
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

ご不明な点等ございましたら、倶知安町役場国保医療係（56-8006）までお問い合わせください。

